

香川県立図書館研修室使用規程

(目的)

第1条 この規程は、香川県立図書館（以下「図書館」という。）の研修室の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 図書館又は香川県教育委員会に関連のある会議及び研修会等のために、研修室を使用しようとする者は、あらかじめ研修室使用申請書（第1号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の研修室使用申請書は、使用しようとする日の6箇月前から1日前までに提出しなければならない。

3 館長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 図書館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 図書館を使用する行事として、不相当と認められるとき。

(3) 図書館主催の事業等があるとき、又は図書館の繁忙が予想されるとき。

(4) その他館長が不相当と認めるとき。

4 館長は、研修室の使用を許可したときは、研修室使用許可書（第2号様式）（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第3条 研修室の使用時間は、図書館の開館日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の条件)

第4条 研修室の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる使用の条件に従わなければならない。

(1) 使用当日は、許可書を提示すること。

(2) 関係法令、規則等に従うこと。

(3) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 施設又は設備に対し、特別の操作をし、又は変更を加えないこと。

(5) 使用人員は、許可書記載の使用人員を越えないこと。

(6) 館長の許可なく飲食をしないこと。

(7) その他館長が指示する事項に従うこと。

(使用許可の取消し等)

第5条 館長は、次の各号の一に該当する事由があるときは、使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用者が前条各号に違反したとき。

(2) 図書館等の業務に緊急の必要が生じたとき。

(損害賠償の責任)

第6条 館長は、使用者が前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を受けたため損害を被る場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。

2 図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第7条 使用者は、研修室の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復したうえ、館長に届け出なければならない。

附 則

1 この規程は、平成6年3月28日から施行する。

2 香川県立図書館研究室使用規程（昭和57年12月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。